

「税外債権の管理と生活困窮者対策についての研究」
報告書

平成27年3月

 京都府立大学 京都政策研究センター
KYOTO POLICY INSTITUTE

京都府総務部自治振興課

目次

1. はじめに	1
2. 府内自治体における税外債権管理の現状と課題	3
(1) 税外債権管理の現状（府内自治体の調査結果から）	3
(2) 税外債権管理上の課題	3
3. 債権回収から生活再建への転換	5
(1) 生活困窮者支援について	5
(2) 先進事例調査	8
4. 今後の取組	15
(1) 税外債権の一元的管理	15
(2) 生活困窮者支援との連携について	15

1. はじめに

京都府政の重要課題に係る受託研究として、平成 25 年度から「市町村の行革支援に関する調査研究」を行っており、その中のひとつに「税外債権の管理と生活再建型滞納整理」があった。振り返りのためにこれまでの経過を整理する。

ある団体で下水道分担金の不納欠損問題が発覚したことを機に、府内各市町村の債権管理の取組状況を調査したところ、未収金の状況を一元的に把握・管理していない団体がある一方で、一元管理と徴収の体制を整えている団体があることが判明した。しかしそこには、いかにお金を回収するかという視点はあるものの、滋賀県の野洲市が取り組んでいるように、生活困窮者支援に債権回収を組み合わせて、困っている人をいかに支援するかという視点は無かった。

日本の相対的貧困率が 16%を超え、日本人の 6 人に 1 人が貧困層であるという現実を前にして、また、生活困窮者自立支援法の施行を控え、こうした新たな視点を持った税外債権の管理こそ新しい行革テーマではないかと考え、昨年度は、福知山市及び舞鶴市での債権管理の状況をヒアリングするとともに、野洲市にも直接訪問し、市民生活相談課を窓口にして相談者の悩みを引き出し、関係課、さらには法律家等、専門機関と一体となって生活再建支援を行っている現場を見せてもらった。

平成 26 年度は、前年度の調査を踏まえ、税外債権の管理状況を法的側面から再確認するとともに、その推移を追うことで今回の研究取組の意義や重要性を明らかにしていきたいと考えた。

(文責：京都政策研究センター 菱木智一)

(参考文献) 中川雅之 (2015) : 「2000 万人の貧困」『日経ビジネス』2015.03.23No.1784

○ 検討体制

(京都府立大学)

小沢 修司 (公共政策学部 教授)、中島 正雄 (同 教授)、菱木 智一 (同 准教授)、
川勝 健志 (同 准教授)、下村 誠 (同 准教授)

(京都府総務部)

加藤 進 (自治振興課 市町村行革担当課長)、堀 雅彦 (同 税財政担当副課長)
中倉 司 (同 税財政担当主事)

○ 検討の経過

①研究会の開催

第1回 5月15日

第2回 6月13日

第3回 7月7日

第4回 9月2日

第4回 11月5日

第5回 1月19日

第6回 2月12日

第7回 3月11日

②ヒアリング調査

11月14日 滋賀県野洲市役所

2月26日 京都府京丹後市 『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センター

2. 府内自治体における税外債権管理の現状と課題

(1) 税外債権管理の現状（府内自治体の調査結果から）

京都府では、管内市町村における下水道分担金の不納欠損問題が発覚したことをきっかけとし、平成 25 年度に地方公営企業を対象とした未収金等の状況に関する調査を行った。

その結果、公営企業会計（法適用）における徴収率は、水道事業が 84.9%、病院・介護事業が 83.8%、下水道事業が 80.6%であることがわかった。また、公営企業会計（法非適用）については、簡易水道事業会計も下水道事業会計もどちらも現年分徴収率は 97%以上である一方、滞納繰越分の徴収率は、簡易水道事業会計が 10.0%、下水道事業会計が 20.5%であることがわかった。

また、未収金等の状況に関する調査と併せて、債権管理の取り組み状況についてアンケートも行った。その結果、債権管理条例を既に制定している団体が数団体ある一方で、債権に関する研究会の開催や指針・要領等の策定についても「予定無し」と回答する団体も見られるなど、取組状況には温度差があることがわかった。

平成 26 年度は、市町村における税外債権の管理適正化のための取り組みを更に進めるため、市町村の収入未済額の現状をより正確に把握することを目的に、各市町村の全会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）を対象に、収入未済額等に関する調査を行った。

その結果、平成 25 年度決算における未収金等の金額は、京都市を除いた京都府内 25 団体合計で、一般会計の収入未済額は約 94 億円、特別会計では約 63 億円、公営企業会計（法非適用）では約 9 億円となった。これに公営企業会計（法適用）分の未収金額約 90 億円を加えると、平成 25 年度決算における、京都市を除いた京都府内 25 団体の収入未済額・未収金の合計金額は、約 257 億円であった。

(2) 税外債権管理上の課題

税外債権の適正管理を行う上での課題には、まず、債権管理に携わる職員のマンパワーや知識・経験の不足が挙げられる。税外債権に関係する法令には、地方自治法や同施行令などがあるが、各種債権についてどの条項が適用されるかは、債権の性質（強制徴収可能か否か、私法上の債権か否かなど）によって異なるため、債権を管理する部署によって管理手法等がまちまちである。そのため、人事異動等で債権管理担当者が異動してしまったりすると債権管理に必要な知識・経験が継承されず、適切な債権管理に支障が出る可能性がある。厳しい財政運営が求められる地方公共団体の状況下において、職員の増に期待できず、更に通常業務に時間が割かれている状況においては、例えば債権管理に用いる台帳等を新たに整備することや、督促や強制徴収を徹底して行うことは難しいと言える。

また、個人情報保護との関係も、税外債権の適正管理を行う上では課題となっている。

滞納者は複数の債権を滞納している事例が多く、そのようなケースでは仮に強制徴収を行ったとしても、全ての債権を回収できる可能性は低い。前述のように、債権管理に関わる職員が限られている状況下では、回収可能性の低いものに職員の人的・時間的資源を浪費することは避け、回収可能なものに注力すべきである。

回収可能性を見極めるためには、滞納者がどこの所管課の、どのような種類の債権を、どれだけ滞納しているか等の、滞納状況の全体像を把握することが必要である。多くの市町村では担当部署毎に債権を管理しているため、個人情報保護の問題から、滞納者情報の庁内共有化が進展しないことが少なくない。この滞納者情報の共有化は、払う意思があるにも関わらず支払い能力の乏しい、いわゆる生活困窮者を把握し、福祉担当部署へ繋げるための重要な情報となる可能性がある。より良い住民サービスのためにも、滞納者情報の共有化は研究すべきテーマである。

(文責：京都府総務部自治振興課)

3. 債権回収から生活再建への転換

(1) 生活困窮者支援について

今年度の研究は、平成 25 年度に自治振興課と京都政策研究センター（KPI）との協働研究で行った「市町村行革支援研究会」の後継としての位置づけで開始された。市町村行革支援研究会の研究成果の全体像については、(企画) 京都府立大学京都政策研究センター、(編著) 青山公三・小沢修司・杉岡秀紀・藤沢実『もうひとつの「自治体行革」－住民満足度向上へつなげる－』公人の友社、平成 26 年 3 月、を見ていただくとして、その中の第 2 部第 2 節「債権回収と生活再建によるもうひとつの『行革』」(拙稿) が今年度の研究の出発点をなす。

そこで示された問題意識なり確認点は、税外債権の回収に取り組む視点として「回収」いわば取り立てに終始するのではなく、なぜ税外債権の未納や滞納が生まれるのかをしっかりと見据えるならば住民が抱える生活困難(生活困窮)を解消すなわち生活再建をしないことには未納や滞納はいつまでも繰り返されることになるということであり、債権回収から生活再建への発想の転換(「生活再建型滞納整理」)が必要であるということであった。着目した先進的な取り組みは滋賀県野洲市の事例であったが、今年度の研究にあたって筆者以外にメンバーの変更があったため、新しいメンバーでもう一度野洲市調査を実施した(調査結果については、後述)。

野洲市における「生活再建型滞納整理」は生活困窮者支援として行われているのが特徴であり、生活困窮者自立支援法が施行される平成 27 年 4 月以降、福祉事務所設置自治体には自立相談支援事業が必須化され、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業など自治体での事業展開が可能になるという形で、生活困窮者支援が全国的に取り組まれることになるなか、京都府内の自治体においても生活困窮者支援と結合した税外債権管理を行う条件は現出することになる。要は、「生活再建型滞納整理」の視点を持つか持たないかがそれぞれの自治体に問われることになる。

今年度に行った京丹後市、舞鶴市、そして野洲市調査の結果については、以下の調査報告を見ていただくことにして、ここでは野洲市での取り組みの経験を踏まえて京都府内の自治体で「生活再建型滞納整理」すなわち債権回収から生活再建への転換を果たすうえでの留意点を指摘することにする。

債権回収から生活再建への転換が行えるには、まず第一に、債権回収の部署と生活再建の部署の連携が不可欠となる。野洲市の場合は、市民相談総合推進委員会設置要綱を策定することによって市民生活相談課が核となって連携することの組織的な担保を確保している。もちろん、要綱設置に至るまでの市民生活相談課が中心となった「おせっかい」行政(総合相談・ワンストップ対応)の積み重ねがあつてのことである。これに対して、自治体それぞれの固有の事情により要綱設置を求めずとも担当者が相互に「人として」連携しあうことも可能であることを今回の京丹後市の事例調査で学ばせていただいた。要は、形から入るのでは

なく、実質的にできる形で関係部署の連携を実現することが重要である。そうしたことを以下の事例調査からくみ取っていただければ幸いである。

次いで第二に、関係部署の連携を実現するうえで大きく立ちはだかるのが個人情報保護の壁であるが、この壁を野洲市は平成 23 年 3 月 3 日に発出された総務省地域力創造グループ地域政策課長と総務省自治税務局市町村課長連名の「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」という通知（総行政第 29 号、総税市第 11 号）を使って乗り越えている。通知では、「本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課課税に関する個人情報を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方自治体も見られる」ところであり、「こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への方策を推進する上で意義のあるものと考えられます。」と指摘され、同意書の例示も行われている。この通知を活用して「個人情報保護の壁」を乗り越えることが生活困窮者支援では大きな力を発揮する。これに対し、京丹後市の事例では総務部署の判断として「個人情報保護の壁」を乗り越えることを実現させているという。生活困窮者を支援するためには、「できない」理由を数え上げるのではなく何のための情報共有なのかをしっかりと確認することで「壁」を乗り越えることの大切さを学ばせていただいた。

第三に、京都府内の特殊事情として、京都府と府内 25 市町村（京都市を除く。）の税業務を共同して行う「京都地方税機構」が平成 21 年 8 月から立ち上げられていることを見ておかななくてはならない。京都地方税機構は、府民・納税者の社会生活、経済活動が広域化・多様化する一方で、地方税業務は府税と市町村税の区別にしたがって執行されるため納税者は府と市町村それぞれに申告や納税を行う必要があり、また地方団体にとっても効率的な税務執行体制の整備が求められていたという事情のもと、「納税者の利便性向上を図るとともに、公平・公正な税務行政の確立をめざして、効果的・効率的な税務執行体制を整備する」（「京都地方税機構の設立趣旨」より）として設立されたものであるが、税の滞納整理は府や市町村から移管を受けた地方税機構が行うことになっている。このことは債権回収の部署が個々の自治体の手を離れることを意味し、生活再建の部署との連携がすこぶる困難となることになる。京都府内の市町村にとって、債権回収から生活再建への転換に大きな障害が持ち込まれることになる。とはいえ、京丹後市の事例を調査して分かったことは京丹後市の生活再建部署を担当する「人」と京都地方税機構の丹後地方事務所の担当者（「人」）との連携により生活困窮者の滞納情報の共有が実現しているとのことであった。生活困窮者の生活再建を支援するために「組織の壁」を乗り越える事例を確認できたことは大きな収穫であったといえる。「制度や組織の壁」を乗り越え債権回収の部署と生活再建の部署を「制度がつなぐ」ことが出来ないとしても置かれた状況下では「人と人がつなぐ」ことが出来るのである。とはいえ、「つなぐ」制度的保障の大切さはいうまでもない。

野洲市や京丹後市では生活困窮者支援を自治体の仕事として直営方式で実施している。し

かし、各地の生活困窮者支援では委託方式も可能である。直営方式と委託方式では関連部署の連携のあり方は違ってくる。しかしながら、何のために連携をしなければならないのかについて生活困窮者の生活再建がなければ債権回収も実を結ばないことを肝に銘じて取り組むことで道が拓かれることも確認しておきたい。

(文責：京都政策研究センター 小沢修司)

(2) 先進事例調査

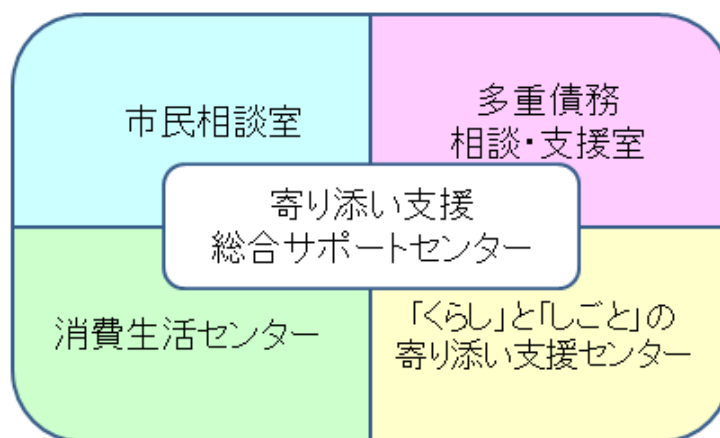
債権回収及び生活再建について、京都府内市町村及び近隣府縣市町村の先進的な取組について調査を実施した。

①京丹後市調査

a) 取組の概要

京丹後市では、「京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター」を設置し、生活困窮者に寄り添った支援を行っている。

このサポートセンターは、従前、市役所の大宮庁舎（京丹後市は旧町役場6庁舎による分庁舎方式を採用）で業務を行っていた「市民相談室」「多重債務相談・支援室」と「消費生活センター」を、市峰山総合福祉センター内の『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センター」に集約したもので、相談から支援までのワンストップ体制と生活困窮者を包括した相談・支援体制の充実を図るために、平成23年10月から市役所市民部・商工観光部・健康長寿福祉部の3つの部署が協議を行い、丁寧で迅速な対応ができるよう、大宮庁舎と峰山総合福祉センター内で実施していた各種相談支援業務を一箇所に集め、業務を行うこととしたものである。



また、建物内には、「京丹後市社会福祉協議会峰山支所」「若者サポートステーション豊岡京丹後相談室」も設置されており、これらも含めたワン・ストップサービスの提供が可能となっている。

この寄り添い支援総合サポートセンターの体制としては、以下の12名の職員でのチーム型となっており、各種相談に対応するため、健康長寿福祉部、市民部、商工観光部の職員で構成されている。

- <健康長寿福祉部> センター長（市職員）
センター係長（市職員）
主任伴走支援員（市職員）
伴走支援員（臨時職員5人）
学習支援員（臨時職員）
- <市民部> 多重債務相談員（市職員）
家計相談支援員（臨時職員）
- <商工観光部> 消費生活相談員（臨時職員）

b) 債権管理との関係

京丹後市の寄り添い支援総合サポートセンターの取組の中で、今回の研究テーマである債権管理及び生活困窮者対策に係る取組としては、「多重債務者に係る相談・支援」業務が主に該当する。

同センターにおいては、市民が相談に来られた際に、まず相談者の債務の全体像を把握する必要があることから、相談者からの聴き取り又は同意を得て市の債権の情報を把握し、どのように多重債務解消、生活再建支援を行うか相談し、相談者に寄り添った支援を行うといった流れとなっている。

c) 京丹後市の取組の特徴

京丹後市の取組で特に特徴的であった内容としては、サポートセンターを市直営で運営されているということである。一般的に、市民相談や福祉系といった業務は社会福祉協議会等に委託される場合が多いが、京丹後市では市職員が配置され、直営で運営・相談業務を行うことにより、市役所の他部署との連携が非常にスムーズに行えているということであった。

また、相談者に係る情報を共有する場合についても、システムの画面上だけではなく、直接、市職員同士が話をするように心がけている。

サポートセンターの職員の方の言葉を借りれば「人が人を繋ぎ、人で人をつなぐ。」という言葉が非常に印象に残っている。

d) 参考となる先進的取組等

京丹後市の取組については、債権管理というよりは、生活再建の中での債務解消という面が強い印象であるが、広い意味でいうところの債権管理の一翼を担う部分としての生活困窮者対策の取組として、また、生活困窮者対策と債権管理を結び、多重債務の状況把握の中で、福祉施策や生活再建に繋ぎ、最終的には、住民の福祉の増進はもとより、市の債権管理の適正化に寄与する取組になっていると思われる。

（文責：京都府総務部自治振興課 堀政彦）

②舞鶴市調査

a) 舞鶴市の取組概要

<取組経緯>

- 平成 19 年度 ・議会において、市の債権の未収金が問題化
- 平成 20 年度 ・公平性の確保等、組織的に債権管理を進める必要があるため、債権管理プロジェクトチームを設置
- ・体系的な手引書として「債権管理マニュアル」を策定
- 平成 22 年度 ・「債権管理マニュアル」に基づく事務の定着状況等の検証のため、各債権所管部署へヒアリング等を実施。各部署により取組状況に温度差があり、適正な事務処理が浸透していないことが判明。
- ・担当職員の資質向上を図るための研修等を実施
- 平成 24 年度 ・平成 24 年度債権管理の適正化方針を策定。 ※翌年度以降も継続
- ・課題整理のためにワーキングチームを作り、債権管理に係る意見を集約。
 - ・各種会議での協議をふまえ舞鶴市債権管理条例の原案を作成。議会へ提案し、債権管理条例を議決。
 - ・各種会議での協議をふまえ債権管理マニュアルを改訂。
 - ・未収債権の状況及び徴収活動の状況を把握するため、年 2 回全庁的調査を実施。 ※翌年度以降も継続
 - ・徴収強化月間を設定し、徴収活動強化の取組を実施。
 - ・顧問弁護士や庁内講師による研修会を実施。 ※翌年度以降も継続
- 平成 25 年度 ・債権管理条例施行及び債権管理マニュアル改訂版運用開始。
- ・債権管理条例に基づき私債権放棄を実施。
 - ・債権管理事務の進行管理のため、各担当課が債権管理事務実施計画書及び実施報告書を作成。 ※翌年度以降も継続
- 平成 26 年度 ・担当課に強制徴収まで踏み込んだ対応を行う余力がないなど現状の組織体制での取組に限界を感じ、担当課の債権管理事務を支援・統括し、特に法的知識を必要とする強制徴収に主体的に取り組む債権管理課を設置。
- ・不納欠損対象となる生活困状態の債務者の生活再建を推進することにより債権回収を図る「生活再建型債権回収」を推進するために、債権管理課と生活困窮者対策部署が連携する体制を構築。
 - ・遅延損害金の適正徴収へ向け、庁内ワーキングチームで議論を重ねた結果として、遅延損害金の徴収等について規定するため、債権管理条例改正を提案し、議決。

<債権管理条例について>

- ・ 基本的には、債権の適正管理（債権放棄）を中心に策定されている。（京都府、芦屋市等の債権管理条例を参考に条例を策定）
- ・ 条例の構成は、地方自治法の文言をそのまま用いるのではなく、あくまでシンプルな体裁にされている。

<債権管理マニュアルについて>

- ・ 従前、適正管理の取組ができていない課とそうでない課があったため、マニュアル作成時の基準の置き方については、適正な債権管理を行う必要最低限の基準として設定されている。

<債権管理の体制>

- ・ 債権管理課の中に管理係と徴収係を置き、管理係は全庁的な債権管理の統括、非強制徴収債権に係る対応等を、徴収係は国民健康保険等の保険料や保育料に係る徴収事務等を行っている。

◆債権管理課の担当業務

《管理係》

- ・ 全庁的債権管理事務統括
- ・ 非強制徴収債権に係る困難案件対応
- ・ 非強制徴収債権に係る調査事務
- ・ その他の徴収に係る管理事務

《徴収係》

- ・ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育所保育料に係る保険料等徴収事務。
- ・ その他の強制徴収債権の困難案件対応

b) 舞鶴市の取組の特徴

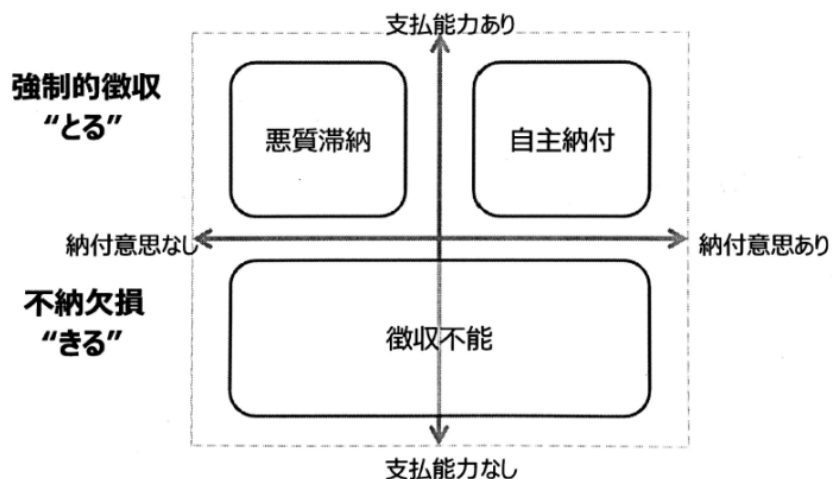
舞鶴市の債権管理は、「正義と思いやりの債権管理」をスローガンに取り組みされており、悪質滞納者には強制徴収までしっかり行い、本当に困っている人には手を差し伸べるという方針のもと、取組をされている。

<生活再建型債権回収のイメージ図>

(1) とる・きる 債権管理の限界

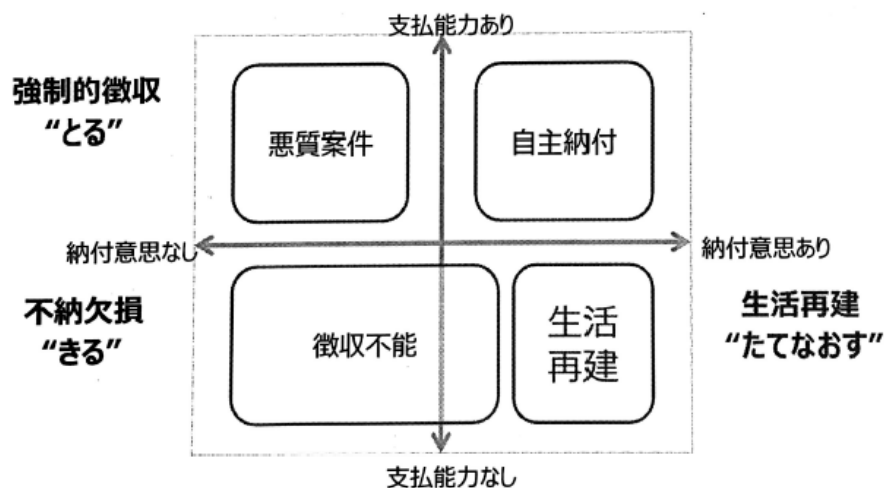
支払能力が低い多くの徴収不能案件が存在する。

⇒ 強制的徴収だけでは限界があり、徴収不能部分への働きかけが必要。



(2) とる・きる & “たてなおす” 債権管理へ

納付意思があり、支払能力が低い債務者の生活を再建し、支払能力を高めることで納付を促進し債権回収を図る。



通常、支払能力が低く、回収不能な「きる」の対象部分の中でも、納付意志があるグループについて、生活相談支援窓口へ繋ぎ、生活相談支援窓口を中心とした支援により債務者の生活が再建され、その結果、滞納再建の回収につながる事となる。

d) 参考となる先進的取組等

市内部での連携した取組、債権管理条例を制定、マニュアルの策定により統一された債権管理業務の実施をされている。

債権回収を通じて生活相談支援窓口へ繋ぎ、それが結果的には債権回収に繋がるといった、債務者と市が「Win-Winの関係」「債務者に喜ばれる債権管理」となることでさらに信頼される市役所になり、また、副次的効果として生活困窮者の各世帯の問題の深刻化を防ぐことで扶助費の抑制につながり、市財政のさらなる健全化につながるといった、債権管理と生活困窮者対策による好循環を目指している点は非常に理想に近い形ではないかと思われる。

(文責：京都府総務部自治振興課 堀政彦)

③滋賀県野洲市調査

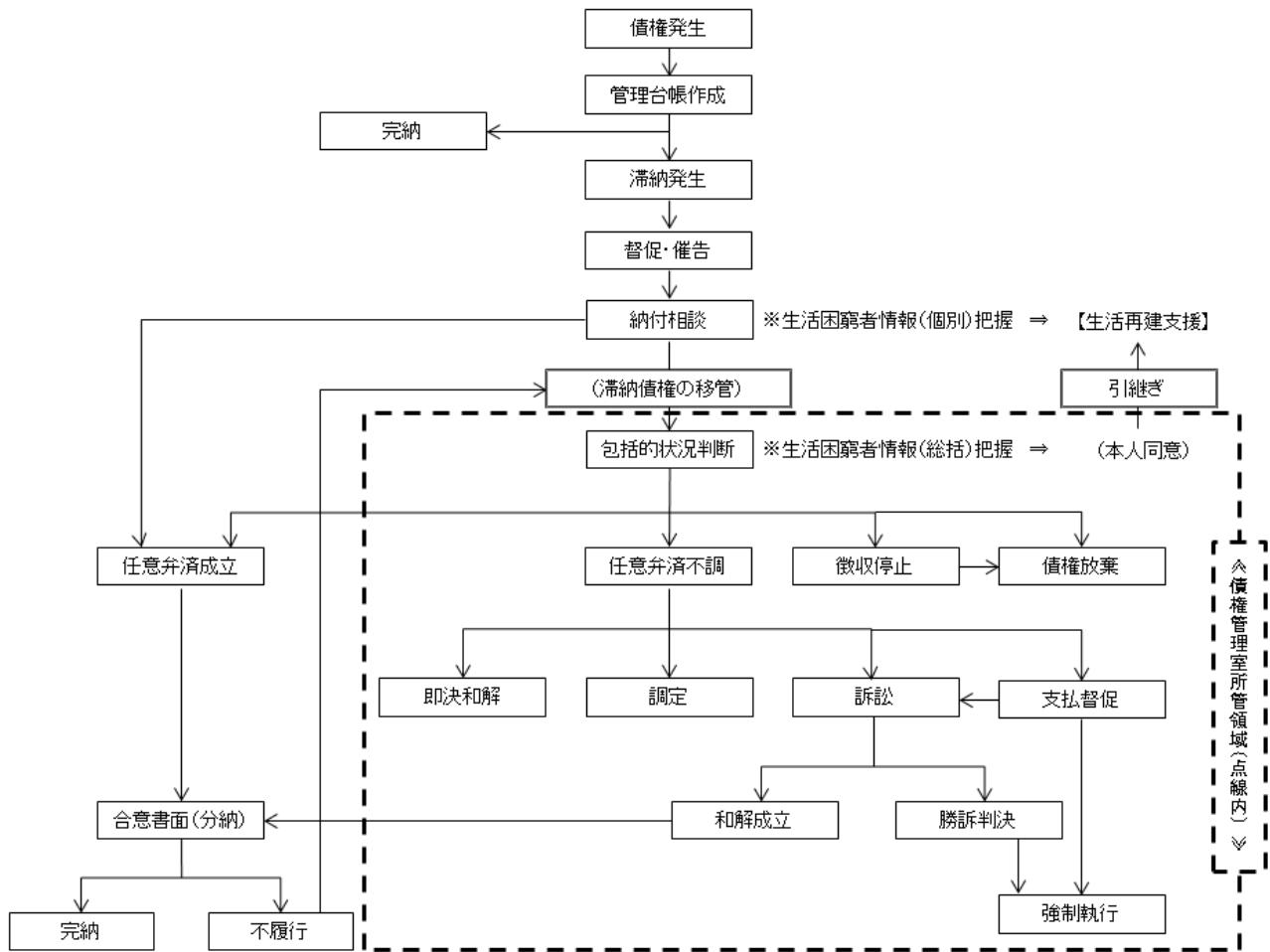
滋賀県野洲市は、市役所の相談機能を市民生活相談課に集約した生活困窮者支援において、先進的な取り組みを行っている自治体である。その特徴的な取り組みは、「おせっかい」（攻めの支援）を基本に、どのような相談にも対応可能な全庁横断的なネットワークを構築している点である。

このような積極的な生活困窮者支援に取り組む一方、債権管理については所管課の担当者が個々で管理をしており、部署によっては担当職員1名のみで管理をしている上、その職員も定期的に人事異動で交代してしまうなど、債権管理のノウハウや経験の継承ができていないなどの課題があった。このような課題を解決し、体系的に債権の管理体制・手法の整備を図るため、野洲市債権管理条例が平成27年4月1日から施行されることとなった。

この条例により、これまで滞納者に対する納付相談や支払い督促などの債権回収の手続きが、債権管理室に集約・統一されることになった。また、同時に作成された債権管理マニュアルを用いることで、職員個々の経験や能力に左右されずに、全ての債権管理担当者が高い管理能力を発揮できるようになった。

また、野洲市債権管理条例は、生活困窮者に対する支援も条文に盛り込まれている点の特徴的である。生活困窮状態に陥っているために滞納をしているケースにおいて、通常と同様の回収方法では、滞納の再発や生活状況の更なる悪化を招く恐れがある。そのため、生活再建の支援を併せた納付相談を関係課と連携して実施することで、滞納者を生活困窮状態から脱出させ、債権回収を的確に行うことを目指している。

<野洲市における債権管理・生活再建支援連携フロー図>



(文責：京都府総務部自治振興課 中倉司)

4. 今後の取組

(1) 税外債権の一元化的管理

税外債権については、地方公共団体の財政状況が厳しい中での歳入確保策としてはもとより、住民負担の公平性、更には適正な債権管理を行っていなかったことによる住民訴訟など、適正な管理が求められている中、条例の制定や全庁的な取組方針、手続きの手順を示すマニュアルの作成等に取り組む団体が増えてきている。

そうした状況の中、府内市町村の債権管理に関する取組状況は、先の調査結果のとおり、温度差がある。

また、府内の市町村にヒアリング等により、団体ごとの未収金額の状況がまとまった既存の資料があれば提供してほしいと依頼したところ、提出いただいた団体は、それほど多くなかった。決算書上では各費目に掲載されているだけで、未収金の状況を一覧にまとめて見える化するには、任意で資料を作成する必要がある。

今年度は各団体での一般会計を含むすべての未収金の調査を実施した。各団体での未収金の全容把握に活用していただきたい。今後とも、こうした未収金の調査を決算統計の一部として実施するなどし、各団体の未収金の把握に役立てていただこうと考えている。また、こうした取組を継続する中で、未収金の状況を分析し、対応策の検討にも活用していただければと考える。

一方、そうしたデータは、適正な債権管理はもとより、各団体が新たな施策を検討するにあたって活用できる貴重なデータでもある可能性があり、今後そうした活用も望まれる。

なお、現在公会計の整備を進めることとされており、財務書類の活用方策として、貸借対照表において未収債権を把握することが可能となる。

(2) 生活困窮者支援との連携について

生活困窮者支援との連携については、現地調査結果のとおり、債権回収を通じて生活相談支援窓口に繋ぎ、それが結果的には債権回収につながる好循環を実現している。

平成 27 年度から施行される「生活困窮者自立支援法」の施行により、今後こうした取組が一層進められていくものと思われる。

しかしながら、こうした連携に当たっては、現地調査結果にもあるとおり、他の部署との連携がスムーズに行えるか、相談者の情報の共有をどうするか、など実施に当たっての課題もある。

今後、こうした取組が更に進められるよう、引き続き課題の把握や、解決に向けての方策等、市町村に情報提供して行きたいと考えている。

(文責：京都府総務部自治振興課)

以上

『税外債権の管理と生活困窮者対策についての研究報告書』
(京都府総務課自治振興課からの委託研究)

発行日：平成 27 年 3 月 31 日

発行者：京都府立大学京都府政策研究センター

京都市左京区下鴨半木町 1-5

TEL:075-703-5319 FAX : 075-703-5319

HP : <http://kpu.ac.jp>

E-mail : kpiinfo@kpu.ac.jp